

募集要領

1. 業務名 令和4年度SDGsファミリーイベント運営業務委託

2. 概要及び目的

サステナブルツーリズム（持続可能な観光）推進のため、中島で家族（県内在住の小学生とその親・祖父母）を対象としたイベントを行い、ほしふるテラス姫ヶ浜の利用促進・忽那諸島のPRにつながるよう、参加者にSNSによる情報発信を行っていただく。

本イベントを実施するにあたり、業務委託先を選定するための企画提案を募集する。

3. 業務内容 仕様書（別紙1）のとおり

4. 履行期間 契約締結日から令和5年2月28日（火）まで

5. 履行場所 中島ほか協議会会長が指示する場所

6. 契約方法 公募型プロポーザル方式による随意契約

7. 提案限度価格 1,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

8. 参加資格要件

本募集要領の公告日において、次のすべての要件を満たしている者であること

(1) 法人格を有している者であること。

(2) 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続きの開始申立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続きの開始申立てをしている者でないこと。

(4) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。

(5) 当該委託業務に類似する業務を1年以上営んでいること。

(6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同法同条第6号に規定する暴力団員をいう。）、若しくは暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等（同法同条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）、又はこれらの者又はこれらの者でなくなった日から5年を経過しない者を役員等、代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用している者でないこと。

(7) 松山市若しくは松山市公営企業局の入札参加資格停止の措置を受けている者でないこと。

9. 募集要領等の配布

- (1) 期 間 令和4年5月13日(金)から
- (2) 方 法 協議会ホームページよりダウンロードすること。
ホームページアドレス <https://www.ritoumeguri.com/>

10. 評価基準 評価基準書(別紙2のとおり)

11. 選考方法

- (1) 委託事業者は、公募型プロポーザル方式により選考する。
- (2) 委託事業者は、選考委員会の評価に基づき、まつやま里島ツーリズム連絡協議会会長が決定する。
- (3) 選考は、評価基準書に基づき提案書等、プレゼンテーション・ヒアリング等の審査により行う。
- (4) 選考の結果、評価点の合計が最も高いものを優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。
ただし、その者と合意に至らない場合は、次に評価点の合計が高い者から順に交渉を行う。
- (5) 評価点の合計が同点の場合は、選考委員会の多数決により選考する。
- (6) 選考結果は参加者すべてに通知する。
- (7) 参加者が1者になった場合でも評価を行い、最低水準点を設けた項目において各選考委員の評価点の平均点が最低水準点以上であれば特定する。

12. 選考委員会の構成

選考委員会はまつやま里島ツーリズム連絡協議会および事務局員4名で構成する。なお、外部の有識者(2名)を置き、意見を求めるものとする。

13. 募集要領に関する質問・回答・公表

- (1) 受付期間 令和4年5月13日(金)から令和4年5月25日(水)17時まで
- (2) 受付方法
 - ①質問書(様式1)に質問事項を簡潔にまとめて記載し、電子メールで提出すること。
電話・来庁・FAX等での質問は受け付けられないものとする。
 - ②電子メールのタイトルを「【質問】SDGsファミリーイベント運営業務委託(会社名)」とし、電子メール送信後、まつやま里島ツーリズム連絡協議会事務局まで送信した旨の電話をすること。
 - ③質問は、提案書等の記載方法及び募集要領、仕様書の内容等に関するものに限り受け付けるものとする。
- (3) 回答及び公表
質問者に電子メールで令和4年5月27日(金)までに回答するとともに、まつやま里島ツーリズム連絡協議会ホームページで公開する。
※ホームページアドレス <https://www.ritoumeguri.com/>

(5) 留意事項

プレゼンテーションは、提出した提案書等を基に行うものとし、提出後の追加提案や追加資料の配布は認めない。ただし、これらを踏まえた上でパソコン・プロジェクター等による説明は許可する。プロジェクター及びスクリーンはまつやま里島ツーリズム連絡協議会が用意するが、パソコン、その他の機器等は、参加者が持参すること。また、接続機器等の相性や故障により、プロジェクターが正常に投影できない不具合等が生じることがあるため、使用する場合は各参加者においてまつやま里島ツーリズム連絡協議会事務局と事前に協議・確認すること。

17. スケジュール

- | | |
|-----------------------|-----------------------|
| (1) 実施要領等の配布開始 | 令和4年5月13日(金) |
| (2) 実施要領等に関する質問の受付 | 令和4年5月13日(金)～5月25日(水) |
| (3) 実施要領等に関する回答・公表 | 令和4年5月27日(金)まで随時 |
| (4) 参加表明書の提出締切り | 令和4年6月2日(木) |
| (5) 提案書等の提出締切り | 令和4年6月20日(月) |
| (6) プレゼンテーション・ヒアリング審査 | 令和4年6月30日(木)(予定) |

(正式な日時・場所は、後日、別途通知する。)

- | | |
|-----------------|--------------|
| (7) 特定・非特定結果の通知 | 令和4年7月上旬(予定) |
| (8) 契約締結 | 令和4年7月上旬(予定) |

18. 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 募集要領に違反した場合
- (3) 公正を欠いた行為があったとして選考委員会が認めた場合
- (4) 提出書類に不備、錯誤があり、選考委員会が再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
- (5) 正当な理由なくプレゼンテーション・ヒアリングに応じなかった場合
- (6) 公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- (7) 最低水準点を設けた項目において、各選考委員の評価点の平均点が最低水準点に満たない場合
- (8) コンソーシアム若しくは複数の業者による連合体で書類を提出した場合

19. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 提出後の提出書類の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし、選考委員会から要請のあったものについてはこの限りではない。

- (4) 採用された提案書等の著作権は、まつやま里島ツーリズム連絡協議会に帰属する。
- (5) 提出された提案書等は、必要な範囲において複製を作成する場合がある。
- (6) 提出された書類について事務局若しくは選考委員会から確認をすることがある。
- (7) 本プロポーザルは優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。
- (8) 本プロポーザルの参加を辞退した者について、これを理由として以後の入札等について不利益な取り扱いを行わない。
- (9) 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については事務局が定める。

20. 事務局

〒791-4501

松山市中島大浦1626番地 中島支所内

まつやま里島ツーリズム連絡協議会

担当：奥岡

TEL：089-997-1841

FAX：089-997-1585

メールアドレス：nakajima@city.matsuyama.ehime.jp

※事務取扱時間等：土日祝日を除く、9時から17時まで